

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知: 2024年8月23日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め: 2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 業務の実施方針等: | |
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |
| (2) 業務従事者の経験能力等: | |
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水・衛生分野
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：黄熱病（黄熱に感染する危険のある国から来る、または、乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在する場合に、黄熱予防接種証明書が要求されます。）

6. 業務の背景

マラウイ国（以下、「マラウイ」という。）はアフリカ南部に位置する人口 2,041 万人（2022 年、世界銀行）の国である。同国における安全な飲料水にアクセスが可能な人口は約 70%（出典 WHO/UNICEF Joint Monitoring Program for Water Supply, Sanitation and Hygiene (JMP)、2022 年）、基本的な衛生サービスにアクセスできる人口は 50%未満（出典：同）に留まり、不十分な衛生状態により毎年約 3,000 人の 5 歳以下の子供が死亡している（UNICEF, 2018）。また同国では、1998 年から現在に至るまで断続的に、水系感染症であるコレラのアウトブレイクが発生している。2023 年 3 月には、既に全国でコレラアウトブレイクが発生していた状況下、同国の二大都市のひとつであるブランタイヤ市を含む南部地域を中心に大型サイクロンによる豪雨に見舞われた結果、同地域は土地が平坦で海拔が低いことから大規模な洪水災害に発展し、コレラ感染者をさらに増加させる要因となった。このように同地域は水・衛生関連の疾患や洪水災害に対し脆弱な状態にある一方、災害に耐性のある水・衛生施設の整備計画やサービス基準が無いことが課題となっている。

かかる状況をふまえ、マラウイ政府は、水・衛生の改善を国家開発における優先課題として取り組むべく、2022 年に水衛生省下に Department of Sanitation and Hygiene を新設した。その取り組みの一つとして、我が国に対し、感染症や自然災害に脆弱な地域における水・衛生施設の改善計画に係る技術協力の要請があった。

本事業は、マラウイ国における「感染症および災害に耐性のある水・衛生サー

ビスガイドライン」を策定し、水・衛生に関するインフラおよび組織の強靱化を図り、もって生活環境の衛生改善、住民の健康被害低減、ならびに気候変動適応策に寄与することを目的とするものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクト実施に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、本プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年9月上旬～2024年9月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② マラウイ国側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）の担当分野に係る部分を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトの枠組み（成果及び活動）案の担当分野に係る内容を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2024年9月下旬～2024年10月中旬）

- ① JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ② マラウイ国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 水・衛生分野に関連するマラウイ国政府の開発計画、政策、制度

- ウ) 水・衛生分野に関連する中央政府および地方（県及び都市行政区等のレベル）の各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、規制の仕組み、連絡調整／指揮命令体制（水・衛生施設の管理責任を含む）
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 感染症および洪水災害の発生時における中央政府および地方（県及び都市行政区等のレベル）の各組織の対応に係る情報
 - (a) 組織体制、役割分担、連絡調整／指揮命令体制
 - (b) 根拠法
 - (d) 予算規模、内訳
 - オ) マラウイ国における水・衛生サービスの普及状況（特に学校・保健施設における普及状況）
 - カ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
 - キ) コレラ感染者発生状況の地域分布（県相当レベル、直近5年程度）
 - ク) 洪水災害発生状況の地域分布（県相当レベル、直近5年程度）
 - ケ) 洪水災害による水・衛生施設の被害状況（直近5年間程度で発生した被害について）
- ④ 上記で収集した情報および先行して JICA マラウイ事務所により収集された情報を分析し、事業対象候補となる地域を JICA 団員とともに検討する。（尚、事業対象候補地は感染症や洪水災害への脆弱性、水・衛生施設の整備状況を考慮して決定するが、大都市部ではなく、地方部の市街地等が想定される。）
 - ⑤ 気候変動リスク評価の準備（「JICA 気候変動対策支援ツール」（JICA Climate-FIT）（適応策）「2. 水資源分野：上水道」を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策に資するか判断し、適応オプションを検討するとともに、裨益人口の推計を行う。）
 - ⑥ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（水資源）に準じ、マラウイにおける水・衛生分野の観点からの男女の役割の違い、関連法制度、ジェンダー配慮計画、ジェンダー格差関連情報（実施機関・関係機関の職員男女比・人材公募手法等を含む）等に関する情報を収集し、ジェンダーの視点に立った取り組み導入の可能性を検討する（配慮すべき文化・社会規範・慣習を確認する）。

- ⑦ 調査結果に基づき、担当分野に係る本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）の作成に協力する。
- ⑧ 関係者との協議で合意された内容について、担当分野に係るR/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。この際、各成果と活動内容に、気候変動対策及びジェンダー主流化の観点で反映されるように検討する。
- ⑨ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
- ⑩ 担当分野に係る調査結果をJICAマラウイ事務所等に報告する。

（3）整理業務（2024年10月中旬～2024年11月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を担当分野の観点で取りまとめ、作成に協力する。
- ③ 事業事前評価表案（和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2024年11月15日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年9月24日～10月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 水・衛生（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによ

るアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA マラウイ事務所内執務スペース提供（インターネット環境完備）

（2） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第2チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ マラウイ国水資源アドバイザー 専門家業務完了報告書（2019年1月）

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ マラウイ国南部アフリカ地域 防災プロジェクト研究ファイナルレポート（2022年3月）：

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_400_12369351.html

- ・ マラウイ国水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト最終報告書（要約版）（2014年12月）：

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019066.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせ

て頂きます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上